

札幌市中央区少年軟式野球連盟規約

(名称、事務局)

第1条 本連盟は、札幌市中央区少年軟式野球連盟と称し、事務局所在地は事務局長自宅とする。

(目的)

第2条 本連盟は、次のことを目的とする。

- (1) 少年少女の健全育成を目的とする。
- (2) 日常交流試合に恵まれない地域のチームにその機会を提供し、さら多くの少年達に野球の楽しさを理解させる。
- (3) 野球を通じて、より多くの少年少女達が友情を培い、正しいルールとマナーを学び、体力、技術の向上を図る。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 北海道少年野球選手権大会中央区予選兼中央区少年軟式野球春季大会
- (2) 太陽グループ旗争奪少年軟式野球大会
- (3) 少年軟式野球札幌選手権大会中央区予選兼中央区長旗争奪少年軟式野球大会
- (4) 中央区少年軟式野球秋季大会
- (5) 少年軟式野球北海道選抜大会中央区予選（新人戦）
- (6) 少年軟式野球札幌選抜大会中央区予選（新人戦）
- (7) その他大会（大会は、別に定める大会運営要綱により行う。）

(組織)

第4条 本連盟は、札幌市少年軟式野球連盟が札幌市行政区単位に置く下部組織である。

(登録)

第5条 本連盟の登録資格は、原則として中央区に居住する小学生で構成するチームに限るものとする。

第6条 新たに加盟を希望するチームは、別に定める申請書を会長宛提出し審査を受け承認されなければならない。

ただし、既に本連盟に加盟を承認されているチームは、毎年度別に定める申請書に所要事項を記入し第17条に定める年間登録料を添えて事務局に申し込まなければならない。

(退会・除名)

第7条 本連盟から退会等をする場合は、退会届等を会長に提出し任意に退会等をする事ができる。

- (1) 本連盟に加盟するチームに、少年スポーツに携わるにふさわしくない行為があった場合、又は連盟規約に違反した場合は、役員会の決議により必要な措置を講じることが出来る。ただし措置を講じる場合であっても当該関係人に弁明の機会を与えなければならない。

（機関）

第8条 本連盟に次の機関を置く。

- （1） 総会
- （2） 常任理事会
- （3） 役員会

（機関の構成）

第9条 総会、常任理事会、役員会は、次により構成する。

- （1） 総会は、本連盟の最高機関であって、代議員、役員会で構成する。
- （2） 常任理事会及び役員会は、本連盟の執行機関であって、常任理事会は会長副会長、理事長、事務局長、事務局次長、常任理事で構成し、役員会は、第14条第1項の役員で構成する。

（総会の招集）

第10条 総会は、役員会が招集し、毎年1回定期的に開くものとする。

但し、役員会が必要と認めた時又は本連盟登録チームの3分の1以上の請求があったときは、臨時にこれを開くことができる。

（会議の成立）

第11条 会議の成立は、議決権を有する構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

（議決）

第12条 議事は、議決権を有する出席構成員の過半数で決める。可否同数の時は議長がこれを決める。

（代議員）

第13条 代議員は、各チーム役員を含む3名としその選出は各チームにおいて適正に行うものとする。

（役員）

第14条 本連盟に次の役員をおく。

- （1） 会長1名
- （2） 副会長若干名
- （3） 理事長1名
- （4） 事務局長1名
- （5） 事務局次長1名
- （6） 常任理事若干名
- （7） 理事若干名
- （8） 会計監査2名
- （9） 本連盟に顧問、相談役を置くことができる。

（役員の職務）

第15条 役員の職務は、次による。

- （1） 会長は、本連盟を代表する。
- （2） 副会長は、会長を補佐し、又は代理する。
- （3） 理事長は、本連盟運営等の業務を総括する。
- （4） 事務局長は、事務を総括する。
- （5） 事務局次長は、事務局長を補佐し会計を分掌する・
- （6） 常任理事は、本連盟運営等の分担業務（指導、審判、事業渉外財政）を総括する。
- （7） 理事は、本連盟運営等の業務を分掌する。
- （8） 会計監査は、会計を監査する。

（役員の任期）

第16条 役員は、総会において選出する。任期は、2年とし、再選を妨げない

（経費）

第17条 本連盟の経費は、年間登録料、大会参加費、広告料、寄付金その他収入をもって充てる。

（年間登録料、大会参加費、広告料）

第18条 年間登録料、大会参加費、広告料は、毎年度の総会で決定する。

（会計年度）

第19条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

（会計報告）

第20条 会長は、毎年予算の使用状況、収入状況並びに現在残高その他について総会において報告しなければならない。

（会計監査）

第21条 本連盟の出納は、年1回監査しなければならない。但し、必要に応じ監査することができる。監査は、会計監査が行い、その結果については、総会に報告しなければならない。

（障害保険の加入）

第22条 本連盟に加入するチームは、必ず障害保険に加入し何かしらの事故があった場合、連盟は、一切の責任を負わない。

- (附則) 本規約は、昭和53年5月1日より施行する。
- (附則) 本規約の改正は、昭和63年2月22日より施行する。
- (附則) 本規約の改正は、平成 5年2月21日より施行する。
- (附則) 本規約の改正は、平成16年2月22日より施行する。
- (附則) 本規約の改正は、平成22年3月27日より施行する。
- (附則) 本規約の改正は、令和 3年2月21日より施行する。
- (附則) 本規約の改正は、令和 5年3月 4日より施行する。

札幌市中央区少年軟式野球連盟規約細則

第1条 本連盟に加盟するチームは、この細則に基づき資格を審査する

第2条 資格審査は、常任委員会が審査し役員会に報告する。

第3条 審査すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 少なくとも、3年以上継続するかどうか
- (2) 本連盟の目的である「少年少女の健全育成」にふさわしい指導者がついているかどうか
- (3) その他役員会が必要と認めた事項

第4条 役員会は、登録されているチームに次のような事態が生じた場合は、本条第2項に規定する必要な措置を講じることができる。

- (1) チーム内で不良化的行動があった場合
- (2) 主としてチームを構成している自校区以外の学童の勧誘・引き抜き等の行為があった場合
- (3) 指導者としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他連盟の方針や意向に著しく反した場合前項に該当する事態が生じた場合は、チーム又は監督及び関係人に次の措置を講じることができる。
 - (1) 除名あるいは登録の取り消し
 - (2) 出場停止
 - (3) 文書注意・口頭注意
 - (4) 始末書の提出
 - (5) 経過報告

第5条 選手の初回登録については中央区内のチーム内であれば自由に登録できるものとする。

第6条 選手その他チームへの移籍に関しては以下の取り扱いとする。

- (1) 転校・所属チームの解散の理由により移籍する場合は以下の限りではない。
- (2) 本部及び中央区選手登録時の学年で新6年生・新5年生に関しての移籍は、3大会の本連盟が主催する大会には出場は不可とする。
- (3) 新4年生以下は、1回のみ移動は制約を課さないが、2回目の選手移籍に関しては3大会の本連盟が主催する大会に出場は不可とする。制限対象期間は同様の扱いとする。
- (4) 書類等の確認は別紙「札幌市中央区少年軟式野球連盟選手移籍に関して」を参照。

第7条 チームの解散又は活動停止については、役員会に事前報告し審議依頼をすることとする。
一報後、役員会にて直ちに審議することとする。

- (1) 報告内容を審議し解散又は活動停止にあたるかの確認を行う
- (2) チーム又は監督及び父母会に対し以下の措置を講じることができる
 - (1) 役員会に招集し経緯の説明を受ける
 - (2) 審議依頼内容に対する否決権を行使できる

(附則) 本細則は、昭和53年5月1日より施行する。

(附則) 本細則の改正は、昭和63年2月22日より施行する。

(附則) 本細則の改正は、平成5年2月21日より施行する。

(附則) 本細則の改正は、平成22年3月27日より施行する。

(附則) 本規則の改正は、令和3年2月21日より施行する。

(附則) 本規則の改正は、令和3年7月3日より施行する。

札幌市中央区少年軟式野球連盟協賛大会基準

(目的)

第1条

この規定は、中央区少年軟式野球連盟（以下連盟）が主催をする大会について、協賛される会社等の名称を大会名に「冠」名をつける場合の標準的な考え方を定める。

(基準)

第2条

1. 大会名に「冠」をつけることを承認できる基準は、次のすべてを満たす場合とする。
2. 連盟が主催をする大会について、「優勝旗」又は「優勝杯」等の供与があること。
3. 大会経費について、必要額の半額程度の経費の負担をしてもらえること。
4. 協賛の期間が、3年以上継続できること。
5. 連盟三役会（会長・副会長・理事長）の承認があること。

(承認)

第3条

「冠」（かんむり）大会として申し出のあったものについては、連盟三役会において、同意があった場合、これを承認する。

(その他)

第4条

1. 第2条の基準に満たない経費等の提供の申し出があった場合は、次のとおり取り扱う。
2. 協賛
「冠」大会基準以下のものについては、準ずるものとして大会名に協賛として付記するとともにプログラムにも表記する。三役会において協議する。
3. 小口協賛
小口（1万円以下）の金品の提供の申し出のあった場合は、提供のあった内容を大会ごとプログラムに表記する。

附則 この規定は、令和3年2月21日から施行する。

札幌市中央区少年軟式野球連盟慶弔内規

(目的)

第1条

本連盟の慶弔に関する事項について定める。

(種類)

第2条

慶弔等の種類を、加盟団体行事及び弔事とする。

(加盟団体慶事)

第3条

市内各区連盟及び本連盟加盟団体等の慶事についての案内を受けた場合は、10,000円以内で措置する。

(弔事)

第4条

- 1 本連盟規約第14条の役員(顧問・相談役を含む)と中央区所属の審判員が死亡した場合は、弔電および香典10,000円をもって弔意を表す。
- 2 当連盟の活動に多大な貢献を頂いた方に対しては、弔電を持って弔意を表す。

(その他)

第5条

この規定によりがたい場合は、そのつど連盟会長が決定する。

附則 この規定は、令和3年2月21日から施行する。

札幌市中央区少年軟式野球連盟表彰内規

(目的)

第1条

この規定は、長年にわたり連盟の発展に協力のあった役員及び外部協力者と少年野球活動を通じて、少年の健全育成に努めた指導者及び審判員に対し、会長表彰を行うものである。

(表彰の種類・選考基準)

第2条

表彰の種類及び表彰対象者は次の通りとする。

(1) 功労者表彰

連盟役員として通算10年を超えてその職にあった者で連盟の発展に尽力した者。

(2) 外部功労者

連盟の事業に5年以上協力し、特に連盟の発展に功労のあった者。

(3) 指導者・審判員表彰

それぞれ10年を超えて活動し連盟の健全な発展に功労のあった個人。

(4) 表彰候補者については、納会前に連盟事務局が表彰基準に該当する者を選考し、役員会の承認を得るものとする。

(表彰の時期)

第3条

表彰は、毎年度納会の席上、周年行事の際執り行う。

(再表彰の禁止)

第4条

第2条によって既に表彰した者は、その後表彰しないものとする。

(その他)

第5条

この規定によりがたい場合は、その都度役員会で協議し決定する。

附則 この規定は、令和3年2月21日から施行する。

札幌市中央区少年軟式野球連盟選手移籍に関して

札幌市中央区少年軟式野球連盟は、「初回登録に関しては区内チームであれば自由」という事もあり選手の移籍に関しては一定の制限を設けます。

毎年3月下旬、本部及び中央区選手登録時の学年で新6年生・新5年生に関しての移籍は3大会の本連盟が主催する大会には出場は不可とする。

では、いつから3大会かと言うと、選手移籍に関する届出書において 転出チーム監督署名及び転入チーム監督署名記入日をもって3大会とする。

選手移籍に関する届出書に両チーム監督が署名時に記入された日付に於いて、転入した届け出日を基準とする。

大会に於いての考え方

新6年生は、全道選抜大会・札幌選抜大会・本部主催大会を除く大会で3大会とする。

新5年生以下は、本部主催大会を除く連盟主催大会で3大会とする。

(本部主催大会：学童・日刊・市長杯など)

新4年生以下は、1回のみ移動は制約を課さない。

しかし、2回目からは3大会の本連盟が主催する大会に出場は不可とする。

制限対象期間は新6年生・新5年生と同様の扱いとする。

提出書類は以下の通り

- ① 本連盟書式「選手移籍に関する届出書」
- ② 転出チームの選手登録書
- ③ 転入チームの選手登録書
- ④ 除名選手は二重線で選手名を消す。
- ⑤ 追加選手は新たに選手名の記載をする。

* ②・③の書類は札幌市少年軟式野球連盟選手登録書を提出

尚この議案は2021年7月3日からの適用となり、過去にさかのぼって適用はしない。